


令和4年3月2日

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願

紹介議員 川上 均 

請願者代表 住所 上川郡清水町本通1丁目  
氏名 日本労働組合総連合会北海道連合会  
清水地区連合会  
会長 小笠原 孝司



清水町議会  
議長 桜井 崇裕 様



## 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の請願

### 【請願趣旨】

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が同姓も別姓も選べる、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回りました。特に多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定されています。このため、社会的信用や実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用拡大の取り組みを進めていますが、ダブルネームを使い分ける本人の負担のみならず、企業・行政による管理コストの増大、ダブルネームの悪用への懸念、海外での業務や生活への支障といった通称使用の限界が指摘されています。もっとも、氏名は個人の尊厳や人権に関わるものであり、旧姓の通称使用は根本的な解決策にはなりません。

令和3年6月、最高裁判所大法廷は、平成27年12月の判決に続き、夫婦同姓規定を合憲と決定する一方、夫婦の氏に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」とし、再びこの問題の解決を国会に委ねました。しかし依然として国会での議論は進んでいない状況です。

家族のあり方が多様化する今、国民の価値観の変化や世論の動向および最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務であると考えます。

よって、国会および政府に対し、選択的夫婦別姓制度にかかる議論を積極的に行うことを求めます。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出していただきたくお願いいたします。